

令和2年7月10日決定の「市主催の行事・会議等の対応方針
について」等の廃止について

令和2年7月10日決定の「市主催の行事・会議等の対応方針について」、令和2年4月21日決定、8月7日改定の「市公共施設の対応方針について」及び令和2年7月10日決定の「市公共施設の対応について」は、廃止する。

廃止理由

議題（2）で提案した「市の事業及び施設の対応方針について」の策定による。

<参考>

	内 容
<p>7/10 決定 「市主催の行事・会議等の対応方針について」</p>	<p>1 参加人数は、屋内であれば 5,000 人以下、かつ収容定員の半分以下、また、屋外であれば 5,000 人以下を参加人数の上限とし、人と人との距離を十分（1～2 m）に確保するなど「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染予防対策を講じるものとする。</p> <p>2 名簿を作成するなど、参加者の連絡先を把握するものとする。</p>
<p>4/21 決定、8/7 改定 「市公共施設の対応方針について」</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が市内で確認された場合の市公共施設（主な指定管理施設含む）の対応については、感染症の発生状況により、個別に休館または使用制限等を判断するものとする。</p> <p>また、感染経路不明者が多数発生した場合など、市内において感染拡大の恐れがある場合には、速やかに休館または使用制限等を判断するものとする。</p> <p>ただし、国、県、近隣市町の方針や感染症の状況により、必要に応じて対応方針の見直しを行うものとする。</p>
<p>7/10 決定 「市公共施設の対応について」</p>	<p>市公共施設については、次の要件を実施し、開館、貸館を行う。</p> <p>(1) 「三つの密」を徹底的に避ける。</p> <p>利用人数の上限は、屋内であれば 5,000 人以下、かつ収容定員の半分以下、また、屋外であれば 5,000 人以下とし、人と人との距離を十分（1～2 m）に確保するものとする。また、必要に応じ、入場者の制限や誘導を行うものとする。</p> <p>(2) 手指消毒液を設置する。</p> <p>(3) 利用者に対しては、感染防止策（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの徹底及び発熱等の症状がみられる場合の利用の自粛など）の協力を要請する。</p> <p>(4) その他、国の基本的対処方針により業種ごとに作成された「感染拡大予防ガイドライン」に沿って、対策を講じるものとする。</p>